

特定非営利活動法人ユニオンスポーツクラブ
ユベントスJFCスポーツ少年団規約

1. 名称 および 所在地

NPO法人ユニオンスポーツクラブ ユベントスジュニアフットボールクラブスポーツ少年団(以下ユベントス)と称し、所在地を桶川市上日出谷1253-3朝日スクール内とする。

2. 目的

本クラブはサッカー・文化・芸術・地域貢献活動等の多種多様な活動を通じて、心身共に多様性に富んだ人材育成を基軸に、将来生きるサッカー技術を探求し、育成年代のサッカー競技レベル向上を図る。

3. クラブ員の資格

クラブの主旨に賛同し、本クラブの規約を厳守する者で、本クラブ代表が入会に適すると認められた者とする。また保護者と本人が入会を熱望していること。

4. 保険

- 1) クラブ員は必ずスポーツ障害保険に加入する。
- 2) クラブ活動中に起こった事故はスポーツ障害保険以外の責任は負わないものとする。

5. ユベントス月会費

- 1) ユベントスの月会費は、NPO法人ユニオンスポーツクラブの収入とするため特にユベントスの会計処理は行わないこととする。
- 2) クラブの運営費(少年団登録費、諸大会費、少年団行事、雑費)は、NPO法人ユニオンスポーツクラブより支出する。
- 3) ユニオン会計年度は9月より翌年8月までとし埼玉県庁内、県民生活部NPO活動推進課に事業報告し、常時、埼玉県NPO情報ステーションHPに公開される
補則) クラブ月会費 1・2年生 6,300円 3・4年生 7,350円 5・6年生 8,400円
中途退会の場合は、納入済みの金額については返金しない。
遠征、合宿の費用については朝日スポーツクラブに運営を委託する

6. 個人負担

- 1) 練習着、ユニホーム、ジャージ、ピステ(練習、練習試合、合宿、遠征などにどンドン着用)
- 2) 遠征、合宿費、マイクロバス維持費

7. 組織

クラブの運営については、ユニオンスポーツクラブのスタッフが主となり行い、イベント、各種大会の本部主管手伝いなどは適宜、下記の役員とご父兄の皆様と共に協力し、それにあた

る。役員は次の通りとする。

- 1) クラブ代表 1名
- 2) 育成会長 1名
- 3) 育成会副会長若干名(会長補佐)
- 4) 母集団会計 1名(バザー、クリスマス会、進級式等のイベントの会計処理)
- 5) その他 各学年審判部

8. 役員 の 活動

- 1) クラブ代表はクラブの最高責任者であって、クラブの活動を統括する。
- 2) 育成会会長はクラブ代表を補佐し又、実務を整理する。
- 3) 母集団会計は、各クラブイベントの費用の徴収を行う
- 4) 役員会は役員と必要に応じコーチで構成し、緊急に話し合いを必要とする事項が生じた場合、クラブ代表が招集し開催する。
- 5) 審判部はクラブ代表から委託された者がそれにあたる。
- 6) 審判部は必要により審判会議を開き技術向上を図る。

9. クラブ員 の 約束

- 1) 合宿・遠征について
合宿・遠征は、クラブ員である限り積極的に参加の義務を負う。不参加の場合はクラブ代表にその理由を明記し届け出る事。尚、不参加の場合は参加費用の20%を寄付として負担する事をお願いする。
- 2) 平日練習について
ユベントスとしての平日練習に積極的に参加する。また、ユベントス以外のサッカー活動(フットサル教室等)への参加を禁止とする。
- 3) ジュニアユースについて
ユベントスの上の 카테고리には、朝日ジュニアユースフットボールクラブ(中学生対象)があり、小中一貫指導の理念の下に活動しているのでJリーグの下部組織以外のジュニアユースへの入部は転居などの事由以外は認められない。※Jリーグの下部組織へのセレクションはユベントスに在籍をしたまま受けることを認めるがそれ以外のチームのセレクションを受ける場合はセレクションの前月までにユベントスを退会することとする。なお、Jリーグの下部組織のセレクションを受ける場合も必ずクラブ代表に連絡をすることを義務とする。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。
NPO法人ユニオンスポーツクラブ ユベントスJFCスポーツ少年団

代表 加茂 康明

